

第1章 総則

第1 目的

防災対策に関し、基本理念を定め、並びに道民、自主防災組織、事業者及び道の責務を明らかにするとともに、地域における防災対策及び道の基本的な施策を定めることにより、災害対策基本法等の法令と相まって、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い地域社会の実現に寄与すること。

第2 用語の定義

（「災害」、「防災」、「避難対策」など必要な用語を定義する。）

第3 基本理念

防災対策は、道民が自らの安全を自らで守る自助、道民が自主防災組織及び事業者とともに地域において互いに助け合う共助並びに道、市町村及び防災関係機関が道民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助を基本として、道民、自主防災組織、事業者、道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

第4 道民の責務

- (1) 日ごろから災害に対する危機の意識を持ち、自ら防災対策を実施すること。
- (2) 道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 自主防災組織その他の地域において自主的な防災活動を行う団体（以下「自主防災組織等」という。）に積極的に参加するよう努めること。

第5 自主防災組織の責務

- (1) 地域住民と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めること。
- (2) 道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

第6 事業者の責務

- (1) 日ごろから災害に対する危機の意識を持ち、自ら防災対策を実施するよう努めること。
- (2) 自主防災組織等、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 災害時、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全確保に努めること。
- (4) 災害により被害を受けたとき、事業を中断しないよう、又は中断してもできるだけ短い期間で再開できるよう、事業の継続体制の整備に努めること。

第7 道の責務

- (1) 道民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進すること。
- (2) 道民、自主防災組織及び事業者が行う防災対策の支援に努めること。

第8 市町村との連携

道は、防災対策において市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、防災対策を推進するに当たっては、特に市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村の防災対策に関する施策の推進について必要な支援に努めること。

第2章 地域における防災対策

第9 防災意識の普及等

- 1 道民は、地域で開催される防災訓練、道、市町村又は防災関係機関が提供する防災情報等により、災害時の対応について習得に努めるとともに、家庭、職場等を通じた防災意識の高揚に努めること。
- 2 事業者は、定期的な防災訓練等により、従業員に対する防災知識の普及に努めること。

第10 物資の備蓄等

- 1 道民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、及び災害等の情報を収集できる機器を準備しておくよう努めること。
- 2 自主防災組織及び事業者は、消火、救助等の応急対策で必要となる物資及び資機材を備蓄し、又は整備し、及び点検するよう努めること。

第11 建築物の安全性の確保等

道民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物並びに工作物、家具及び家財について、あらかじめ、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時にあっては、倒壊した工作物等による被害の拡大を防止するよう努めること。

第12 円滑な避難

- 1 道民は、災害時に次の事項を行うよう努めること。
 - (1) 自ら災害等に関する情報を収集するとともに、必要と判断したときは、自主的に避難すること。
 - (2) 避難勧告等が発せられたときは、速やかに、これに応じて行動すること。
- 2 自主防災組織は、自らの安全を確保した上で、地域の住民等に対する災害情報の伝達、避難の誘導等を行うとともに、災害時要援護者に対する援護に努めること。
- 3 事業者は、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員への災害情報の提供及び避難の誘導を行うことにより、円滑な避難に努めること。

第13 ボランティアによる支援活動

ボランティアとして被災者を支援する者（以下「防災ボランティア」という。）は、道及び市町村と連携を図り、状況に応じた支援活動を実施するよう努めること。

第3章 道の基本的な施策

第1節 基本方針

第14 基本方針

道は、自助及び共助による地域における防災対策がより効果的に推進されるよう、次に掲げる基本方針に基づき、北海道地域防災計画に定める施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 道民等との協働により、道民運動として防災対策を推進すること。
- (2) 災害への備えを中心とした災害に強い地域づくりのための施策を推進すること。
- (3) 本道の地域特性に応じた対策を講ずること。

第2節 協働による防災対策を推進するための施策

第15 道民及び自主防災組織との連携

道は、次の事項を行うことにより、道民、自主防災組織及び市町村と連携した防災対策を円滑に行うための体制整備に努めること。

- (1) 防災教育や防災訓練などにより、知識の習得や意識の高揚が図られる機会の確保に努めること。
- (2) 地域の防災対策に必要な知識、経験、資格等を有する専門的な防災ボランティア及び防災ボランティアの連絡調整を行う者の育成に努めること。

第16 事業者との連携

道は、協定の締結等により、災害時の避難場所の提供、食料、医薬品等の生活物資の供給及び輸送等において事業者から協力が得られるよう、体制の整備に努めること。

第17 連携による災害時要援護者への支援

- (1) 道は、災害時要援護者への情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう、道民、自主防災組織、災害時要援護者及び市町村と連携できる体制の整備に努めること。
- (2) 道は、市町村及び自主防災組織と連携して、災害時要援護者が避難等の支援を受ける際に必要な情報をあらかじめ提供でき、その情報が適切に管理される環境づくりに努めること。

第3節 災害に強い地域づくりを推進するための施策

第18 調査研究の推進

道は、防災関係機関等と連携し、多様な災害に対応するため必要な調査研究を行うとともに、その成果を共有し、防災対策に反映させること。

第19 情報の提供

道は、市町村及び防災関係機関と連携し、道民等が多様な災害に対応できるよう、必要な防災情報を収集するとともに、広く道民が当該情報を共有できるよう体制の整備を図ること。

第20 防災基盤の整備

道は、市町村及び防災関係機関と連携し、地震、火山、大雨その他の自然災害への対応や、大規模な事故災害による被害者の保護等が適切に行われるよう、地域における防災基盤の整備を図ること。

第4節 地域の特性に応じた施策

第21 積雪及び寒冷対策の推進

道は、積雪寒冷という本道の地域特性に応じ、市町村及び防災関係機関と連携し、積雪期における避難路及び避難場所の確保、融雪により発生する災害への対策等の防災対策を推進するための体制の整備を図ること。

第22 孤立地区対策の推進

道は、災害により孤立する可能性のある地区等に対して、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における医療の確保、物資等の輸送、情報の提供等の防災対策を推進するための体制の整備を図ること。

第5節 その他の施策

第23 表彰

道は、防災対策の推進に関して特に功績があったものを表彰するものとする。

第24 財政上の措置

道は、防災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。